

監事監査要綱を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長・監事協議裁定

監事監査要綱

(趣旨)

第1条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、監事が行う独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務の監査に関する基本的事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

2 監査は、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮しなければならない。

(監事の基本的心得)

第3条 監事は、監事の基本的心得として次のことに留意する。

- (1) 監事は、常に機構における業務運営の実施状況を把握するとともに、運営上の課題の認識を深めるよう努めるものとする。
- (2) 監事は、監査機関たる地位にある者としての正当な注意をもって、監査を行うものとする。
- (3) 監事は、意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めるものとする。
- (4) 監事は、その職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持するものとする。
- (5) 監事は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

(監査の対象)

第4条 監査は、機構の業務及び会計について行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監査は、定期監査及び監事が必要と認めた事項について監事が必要と認めたときに行う臨時監査とする。

(監査計画の作成)

第6条 監事は、毎年度監査計画を作成し、あらかじめ理事長に提示するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

(重要な会議への出席等)

第7条 監事は、機構の管理運営に係る重要な会議に出席し、意見を述べるができる。

(監査の事務補助)

第8条 監事は、監査を行うに当たり、あらかじめ又は必要に応じて理事長と協議の上、関係する組織にこれを補助させることができる。

2 監査に従事した職員は、監査によって知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

3 監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）は、その事務の処理に関し、役員（監事を除く。）から独立して行うものとする。

4 理事長は、補助職員の人事異動、人事評価及び懲戒処分等について、あらかじめ監事と協議するものとする。

(監査費用)

第9条 監事は、あらかじめ理事長に申し出て、監事の職務遂行に必要な費用の確保を求めるものとする。

2 監事は、費用の支出に当たって、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(理事長との定期的会合)

第10条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、機構が対処すべき課題等について意見を交換し、理事長との相互認識を深めるよう努めるものとする。

(役職員への質問等)

第11条 監事は、必要に応じて役職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役職員は、監事が行う監査に協力するものとする。

(会計監査の実効性を確保するための体制の確認)

第12条 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め、確認を行うものとする。

- (1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- (2) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- (3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する

その他の事項

(会計監査人との連携)

第13条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、会計監査人が実施する監査の監査計画との調整を行うものとする。

2 監事は、会計監査人が実施した監査の結果に関する報告を受け、重要と認める事項について会計監査人又は関係者に説明を求めることができる。

3 監事は、会計監査人が実施した監査の方法及びその結果の相当性を自らの責任で判断した上で、その監査結果を利用し、自らの意見を述べることができる。

(内部監査等との連携)

第14条 理事長は、内部監査規程（平成16年規程第13号）に基づいて内部監査を行う場合には、監事にあらかじめ監査計画を提示し、及び監査結果報告書を提示しなければならない。

2 監事は、内部監査及び業績評価を担当する者と緊密な連携を保ち、内部監査及び業績評価の結果についてその結果の相当性を自らの責任で判断した上で活用するとともに、内部監査又は業績評価を担当する者から報告、説明を求めることができる。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第15条 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや文部科学大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

2 監事は、会計検査院、総務省、財務省等が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

(監査報告の作成等)

第16条 監事は、監査実施後、監査の結果に基づいて監査報告を作成し、遅滞なく理事長及び文部科学大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長又は文部科学大臣に対してその旨の意見を提出するものとする。

3 理事長は、是正又は改善が必要である旨の意見が提出されたときは、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

4 是正又は改善の措置の回答を受けた監事は、是正又は改善の状況について必要な確認を行い、監査効果の確保を図るものとする。

5 監事が理事長及び文部科学大臣に提出した監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。

(監事に回付する文書)

第17条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- (1) 業務方法書、規程等の制定又は改廃に関する文書
- (2) 文部科学大臣に提出する中期計画及び年度計画
- (3) 文部科学大臣に提出する財務諸表及び決算報告書

- (4) 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (5) 文部科学大臣に提出する通則法第32条第2項の規定に基づく報告書
- (6) 会計検査院その他監査関係機関に提出する文書
- (7) その他官公庁又は公的機関に提出する重要な文書
- (8) 契約に関する重要な文書
- (9) 訴訟に関する重要な文書
- (10) 奨学金の返還免除に関する重要な文書
- (11) その他業務に関する重要な文書
- (12) 前各号に定めるもののほか、監事が特に指定した文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁から発せられた重要な文書
- (3) その他機構の外から発せられた業務に関する重要な報告又は供閲等の文書
(事故又は異例の事態等の報告)

第18条 業務上の事故若しくは異例の事態が発生したとき又は業務運営に関する機構の内外からの通報、告発等があったときは、関係職員は直ちに口頭又は文書でこれを監事に報告しなければならない。

(監事監査実施基準)

第19条 監査の手續等この要綱の実施について必要な事項は、監事が理事長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第14号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。